

1. 件名「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の変更許可申請の可否に関する面談」
2. 日時：平成29年9月14日（木）16時00分～16時20分
3. 場所：原子力規制庁10階打合せスペース
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部 研究炉等審査部門
江田安全審査官、田野係員
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所保安管理部施設安全課長、他3名

5. 要旨

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、原子力科学研究所の廃棄物安全試験施設（以下「施設」という。）における耐震補強工事に際しての変更許可申請の可否に関する面談を、以下のとおり受けた。

- (1) 原子力機構から、配付資料に基づき次の説明があった。
 - ・ 施設において、耐震補強工事の計画がある。については、工事に際して変更許可申請が必要かどうか確認したい。
 - ・ 耐震補強工事が必要な場所は、サービスエリア上部屋根の外周である。外周に平面トラスはりを増設することで、屋根の耐震強度の補強するもの。
 - ・ 使用許可申請書においては、耐震クラスBクラスとして許可を受けている。本工事後においても建家の主要構造部に変更はなく、Bクラスを満足するものとなる。
 - ・ 耐震補強工事は、既設の構造及び設備（機器及び配管等を含む。）の法令に係る適合性への影響は生じないと考えている。
- (2) 原子力規制庁から、上記の説明に対して以下のとおり伝えた。
 - ・ 変更許可手続の可否等については、内部で整理検討の上、後日連絡する。
- (3) 原子力規制庁から、保留していた面談の回答について、平成29年9月15日、以下のとおり原子力機構に伝えた。
 - ・ 今回の場合については、既許可の使用施設等に係る耐震設計の方針に含まれる措置と解されるため、変更許可申請の手続は要しないと判断した。ただし、施設検査において、構造等の適合性は確認していく。

6. その他

配布資料

- ・ 廃棄物安全試験施設の耐震補強に係る変更許可申請内容について